



国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会での 議論について —2018年2月会議の概要及びその 後の金融商品プロジェクトの展開—

IVSC評議員

やま だ たつ み
山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council : IVSC) の評議員会が、2018年2月21日及び22日にワシントンD.C.のメイフラワーホテルで開催された。また、同時に、アドバイザリー・フォーラム・ワーキング・グループ (AFWG) の会合も開催された。

今回の評議員会では、主として、次の議題についての議論が行われた。

- (a) 会員及び基準認識理事会 (Membership & Standards Recognition Board : MSRB) 及び国際評価基準 (IVS) 設定組織の活動報告
- (b) IVSCの今後とその活動資金の調達について
- (c) 金融商品評価基準プロジェクトの近況報告
- (d) 会員ロゴ・マークの創設について
- (e) 事業評価に関する品質マークの創設について
- (f) 今後の日程について

このほか、筆者から、IVS2017の日本語への翻訳が、日本不動産鑑定士協会連合会及び日本公認会計士協会の協力によって、「国際評価基準(2017年全面

改正)」として、2017年12月に刊行されたことを報告した。本稿では、IVSC評議員会での議論を中心に報告する。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておきたい。

2 MSRB及びIVS設定組織の活動報告

2017年10月のメキシコシティでの年次総会以来のMSRB、基準レビュー理事会 (Standards Review Board : SRB)、有形資産基準理事会 (Tangible Assets Standards Board : TASB) 及びAFWGの各組織の活動状況の報告が行われた。AFWG議長の報告を除き、電話での報告であった。また、企業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board : BVSB) からの報告は、議長の都合がつかなかったために行われなかった。

(1) MSRB

議長のEric Teo氏から、活動報告が行われた。このうち、次の2点について紹介する。

① IVSの市場での認知度を向上させるための会員ロゴ・マークの導入の検討

IVSCのメンバーであることを示す会員ロゴ・マークを導入するための検討が進められていることが報告された。これは、IVSCのメンバーである各国の評価専門職業組織 (Valuation Professional Organization: VPO) のみに与えられるもので、これを使うことによって、IVSCのメンバーであり、IVSCが達成しようとしているミッション (グローバルに統一された基準を作成するとともに評価専門職業の進展を図る。) を支持していることを示すのが狙いである。このロゴ・マークは、IVSCのメンバーであることを示すだけでなく、当該組織の質的なレベルを保証するものではない (詳細は5参照)。

② 事業評価における専門称号 (kite-mark) の開発の検討

事業評価に関する市場では、事業評価に関与する者 (鑑定人) に対する信頼度を保証する共通の資格として、「Quality Mark」を検討していることが2017年10月に評議員会に報告されていたが、今回は、その導入に向けてconsultation paperを準備中であることが報告された (詳細は6参照)。これは、事業評価に関与する専門家から構成されるVPO及びその構成員 (個人メンバー) に付与することを想定して創設される国際的な専門称号である。VPOがこの資格を取得すると、3年間、当該VPOの品質を保証することになり、また、そのVPOから技能が評価された構成員もその称号を使えることになる。なお、従前は「Quality Mark」という用語を使っていたが、今回、「kite-mark」という用語に変更されている。

(2) SRB及びTASB

SRB議長のMark Zyla氏から、2017

年5月に公表した、今後、議題として取り上げる項目に関する「コメント募集 (Invitation to Comment: ITC)」 (コメント締切りは2017年8月15日) に対する対応状況を中心に、活動報告が行われた。ITCでは、今後、IVSCがIVSとして取り上げるべきテーマの候補である6項目 (非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業及び棚卸資産) に対してコメントを求めたが、それに対するコメント分析が進行中であることが報告された。また、2018年2月6日に受領したコメント38件をホームページ上で公開したことが報告された。

また、今後、IVSの有用性をグローバルに訴えていくために、なぜIVSが必要であるかに関する整理をし、そのポイントを評議員会に報告することが議長に依頼された。

TASB議長のBen Elder氏からも報告があり、同氏からは、現在、生物資産、採掘産業、Development property (IVS410) 及び価値の配分 (例えば、生物資産と土地が一体で評価されている場合にどのようにそれぞれに配分するか) といった問題を取り上げ、議論していることが報告された。なお、IVSを用いることにどのようなメリットがあり、なぜIVSが必要なのかに関して、意見をまとめることが同氏にも依頼された。

(3) AFWG

議長のJohn Martin氏から、今後AF (IVSCとその主要メンバーであるVPOとの対話を行う場) が検討すべき課題として、次のような項目が議論されたことが報告された。

- (a) IVSCとVPOの5年後のあるべき姿について (両者間のより深い対話の必要性)
- (b) IVSCを支えるVPOのグローバルな配分について (今後、どの地域を

重点地域として会員を増やしていくかについての検討)

- (c) IVSCの活動資金の安定化のためにどのように資金の提供先を拡大するかについて
- (d) 「Adoption 2020」 (2020年までにIVSのアドプション (adoption) を達成するという計画) をどのように達成するかについて

このうち、「Adoption 2020」については、2017年にAFのメンバーに対して、メンバー国ではIVSのアドプションがどのように理解されているかについての調査が行われた。これによって、アドプションに対する各国の理解が多様であることが判明し (例えば、カナダやオーストラリアでは、IVSを修正することなくそのまま採用することがアドプションであると理解されているものの、それ以外の国では多様な理解が存在していた。)、この多様な解釈をどのように共通化するかが課題となっている。AFWGでは、IVSが既存の各国の評価基準と置き換わるのが、向かうべき方向ではないかという見解を中心に議論が行われていることが報告された。

3 IVSCの今後とその活動資金の調達について

IVSCの今後の在り方と、その財政基盤を強化するためにどのようなことをすべきかについて議論が行われた。

(1) 現状及び問題点

現在のIVSCには、次のような制約要因がある。

- (a) 活動資金の多くを、スポンサーに依存している (スポンサーはいつでも拠出を停止することができ、中長期の財政的な安定性がない。)
- (b) スタッフは大手企業からの出向者に依存している (フルタイムの出向者ではないため、IVSCの活動に十分な

時間をかけられず、IVSの新設・改訂に対する需要に迅速かつ十分に対応できない。)

(c) MSRB、SRB、TASB及びBVSBのメンバーはパートタイムであり、IVSCの活動に十分な時間をかけられない。また、交通費などは自己負担しなければならないため、これらの組織のメンバー候補者は、交通費などの負担が可能な企業に限られてしまう。

(2) 議論された点

上記を踏まえて、グローバルな評価基準の設定主体としてIVSCが活動基盤をより強固していくためにどのような対応策が必要かについて、下記のような話し合いが行われた(ブレインストーミングのみであり、明確な合意は形成されていない。)。この議論は、今後も継続して審議される。

(a) IVSが、グローバル基準として各国の現在のローカル基準に代えて採用されるためには、IVSの品質をさらに高める必要がある。そのためには、基準設定に携わるスタッフを充実させる必要があり、それを支える安定した資金提供先を確保する必要がある。

(b) 各国のローカル基準は多様であり、各国基準に代えてIVSを採用することを勧めるには、IVSを採用することが評価の品質の向上になるということを説得する必要がある。そのためには、IVSの採用の必要性について説得力のある提案が必要であり、それらをまとめたvalue propositionを作成する必要がある。このために、SRB及びTASBの議長に対して、IVSの採用の必要性についてまとめることが要請された(上記2(2)参照)。

(c) IVSCが基準設定の需要に適時に

対応し、目に見える成果を達成することが必要であり、そのような視点を意識することが重要である。また、金融商品プロジェクトについても、積極的にこれに対応し、IVSを必要とする企業の範囲の拡大に努める必要がある。

(d) 米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)や監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)もIVSに興味を示し始めており、これらの機関との連携を、一層図る必要がある。

4 金融商品評価基準プロジェクトの近況報告

IVSには、金融商品に関する国際評価基準(IVS500「金融商品」)があるが、これの見直しを含めた抜本的な基準整備の必要性が指摘され、IVSCは、2017年4月に円卓会議を開催し意見聴取を行った。ここでの議論を受けて、その後、金融商品プロジェクトが開始されている。

このプロジェクトでは、金融商品の評価に関連する主要問題として、①金融機関のガバナンス、②評価のためのフレームワーク、③評価に用いるデータ及び④財務報告を取り上げ、この4つの主要問題を扱う4つのワーキング・グループを組成することとされている。また、それと同時に、7名のメンバーからなる金融商品理事会(Financial Instruments Board: 金融商品に関する評価基準のドラフトを作成する機関)を組成することも同意され、2017年7月末を期限に、立候補の受け付けが行われた。

今回の会議では、4つの主要問題のうち、①から③については、ワーキング・グループが組成され、活動を開始していることが報告された。また、財務報告に関するワーキング・グループについては、現在、金融機関から数名の参加メンバーを

募っており、早急に立上げを図る予定であることが報告された。

さらに、金融商品理事会のメンバーの選任については、ワーキング・グループの組成及びそこでの議論が予定より遅れているために、選任プロセスが遅れていることが報告された(早ければ、2018年3月からインタビューが始まる予定である。)

5 会員ロゴ・マークの創設について

IVSのグローバルな認知度を向上させるためには、IVSCが達成しようとしているミッション(グローバルに統一された基準を作成するとともに評価専門職業の進展を図る。)に対する関係者の理解を深める必要があるとの観点から、これを推進する手段の1つとして、会員ロゴ・マークの導入がスタッフから提案され、下記に示す議論の結果、会員ロゴ・マークを創設する方向で検討を行うことが合意された。

会員ロゴ・マークは、次のような特徴を持つものと提案されている。

(a) 会員ロゴ・マークを使用するVPOは、IVSCのミッションを支持していない。

(b) 会員ロゴ・マークを使用したいVPOは、IVSCとその使用に関する合意を取り交わす必要がある。

(c) 現在の会員であるVPOのみに使用が認められる(会員でなくなれば使用できなくなる。)。また、VPOの構成員である個人にはその使用を認めない。

会員ロゴ・マークは、VPOの公表物に記載するなどして、当該VPOがIVSCの会員であることを示すために利用されることが想定されている。

6 事業評価に関する品質マークの創設について

今回、事業評価に関与するVPO及び当該VPO構成員が一定の信頼水準を満たしていることを示す新資格(kite-mark)を創設することがスタッフから提案され、議論の結果、新資格を創設する方向でさらに検討していくことが合意された。

この資格は、VPO自体及びその構成員で一定の水準を満たす者に付与される。VPOは、IVSCが定めた一定の要求水準(技術的な能力を有していること、IVSの最新の知識を習得していること、IVSの訓練とその理解度に関する評価を受けていること及び倫理規程を有していることなど)を満たしていなければならない。これらを満たす証拠とともに資格取得の申請をIVSCに行い、資格が認められると、3年間はこの資格を使うことができる。また、満たさなければならない要件の1つに、「3年以内にIVSを採用することにコミットしていること」という義務を入れることも提案されている。資格取得後は、四半期に1度、遵守状況に関してIVSCのレビューを受けることとされている。

提案内容は、事業評価の分野で、その業務に携わるVPO及びその構成員の信頼水準を保証する制度のニーズは高まっていることに応えたものであり、これを通じて事業評価の分野にIVSの浸透を図ることもできる。このような利点を勘案し、この新資格の創設に向けて詳細を詰めることが合意された。

なお、このような資格の創設は、最近、米国で創設された「企業及び無形資産評価資格(Certified in Entity and Intangible Valuation: CEIV)」に影響されていることは明らかである。CEIVは、財務報告目的で利用される、事業(business)、事業持分(business interests)、無形資産、ある種の負債及び棚卸資産の公正価値を算出するための資格であるが、IVSCが新資格の対象をどのような範囲とするのかは、今後の検討に委ねられている。

7 今後の日程

次回のIVSCの評議員会は、2018年6月21日及び22日にロンドンで開催することが決定された。また、年次総会は、2018年10月22日から24日までドバイで開催することが決定された。